

番号 (団体)	対象局 措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
55	教育庁	開口部における緊急防止対策について受注者等・監督すべきものを	<p>庁は、「開口部における緊急防止対策」について受注者等・監督すべきものを</p> <p>しかしながら、雨水排水施設の見直し、開口部における緊急防止対策について受注者等・監督すべきものを</p>	<p>都立学校教育部監理課は、緊急防止対策について、受注者等・監督すべきものを</p> <p>【2-エ】</p>
56	警視庁	ALC版撤去の積算を適正に行うべきものを	<p>庁は、「警視庁池袋警察署(29)舎」の改修工事の積算を適正に行うべきものを</p> <p>このため、積算額約370万円が適正であると見られる。</p>	<p>総務部施設課は、チェックリストに目録を追加し、チェック機能の強化を図った。新たに他係の積算担当者として、チェックリストを用いて確認を行うこととした。【2-エ】</p> <p>【2-エ】</p>

【意見・要望事項】

番号 (団体)	対象局 措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
57	水道局	水道施設点検要領(案)の改定について	<p>局は、「平成30年度三圏浄水場コンクリート構造物定期点検委託」ほか3件の契約により、浄水場等内のコンクリート構造物の点検・更新計画の立案を行うに当たり、点検結果の取りまとめについて見ると、各契約において次のとおり統一されていない点が見られる。</p> <p>① 中性化深さは、最大値や平均値を採用している。</p> <p>② 鉄筋かぶり厚は、最小値や平均値を採用している。</p> <p>このため、補修等の必要性の判断等を適切にできないおそれがある。</p> <p>これは、水道施設点検要領(案)に点検結果の取りまとめ方法が定められていないためである。</p> <p>局は、水道施設点検要領(案)の改定について検討された。</p>	<p>浄水部は、点検結果の取りまとめ方法について、中性化深さは最大値、鉄筋かぶり厚は最小値を採用することと定めた。【2-エ】</p> <p>【2-エ】</p>

【平成30年度各会計歳入歳出決算審査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
58	福祉保健局	債権が計上漏れとなっているもの	債権736万2,650円(入居保証金及び敷金)が計上漏れとなっている。	計上漏れとなっていた債権のうち、4万円については、令和元年6月10日付けで繰入し、債権が消滅した。残りの73万2,620円、6,500円については、令和元年10月31日付けの債権増増減異動通知書(平成31年度上半期)に記載し、会計管理者へ送付した。 【1-ウ】 令和元年10月4日、総務部計理課長より局内各部署に指図趣旨について改めて周知する通知を提出し、注意喚起を行った。【2-エ】
59	福祉保健局	物品管理を行うための方策を講じるもの	局では、公の施設の指定管理者が管理する物品について、報告を受けた局の施設所管担当が、購入・廃棄等の物品の異動状況を物品管理システムに入力している。物品管理システムに入力された物品の状況は、財産に関する調査において報告される。施設のうち指定管理者制度を導入した施設で使用させている重要物品について、財産に関する104点が過大に登録され、34点が登録漏れとなっていることが認められた。これは、施設における重要物品の管理について、施設を所管する各部において過大登録等を予防できる体制が整っていないことによるものである。局は、物品管理を適切に行うための方策を講じらねばならない。	過大に登録されていた物品104点について、令和元年8月30日までに物品管理システムから削除した。また、登録漏れとなっていた物品34点について、同日までに物品管理システムに登録した。【1-エ】 医療改修部では、物品管理者から報告される使用不適合品報告システムから出力する削除物品一覧表との突合について、令和元年8月30日までに、課長代理による複数チェックを行うこととした。【2-ウ】 少子社益対策部では、今回の登録漏れは、指定管理者から取得報告を受けられた物品を都が原因であるとして、令和元年8月20日付けで新たに物品管理に係るマニュアルを整備し、物品取得報告書の登録依頼を行うこと等を規定した。【2-ウ】 障害者雇推進部では、物品管理に係る事務マニュアルを作成し、備品に係る事務処理や時期について整理を行った。また、令和2年1月31日及び令和2年2月3日に、各指定管理施設の担当者に通知を提出し、本マニュアルに基づいて物品管理を行うよう指示した。今後は、本マニュアルを基に物品管理事務を適切に行い、担当者の引継時の資料としても使用していく。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
60	教育庁	物品が登録漏れとなっているもの	物品9点(パソコン等)3点ほか6点)が登録漏れとなっている。	登録漏れの物品9点については、令和元年5月23日に物品管理システムに登録を行った。【1-ウ】 決算計数等の確定に当たっては、総務部契約管理課で作成する「登録準備情報」を基に各所属において、物品の登録処理を行っている。その登録準備情報が正確かどうかのチェックや各所属担当者に対する決算整理期間の対応も含めた物品管理事務の更なる理解の徹底を図るため、令和2年2月26日付31号総務部第523号により対象校に通知を行った。【2-ウ】

【令和元年財政援助団体等監査】

【措置事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約		講じた措置の概要
			措置区分		
61	生活文化局 (東京都国際交流委員会)	委託契約に係る履行完了時の検査に要するきもの	1	東京都国際交流委員会総務課規則(以下「総務課規則」という。)では、必要な検査を行うものとし、検査の手続や方法等は東京都契約事務規則に準ずるものとしている。確認した全ての委託契約について、履行完了後に受託者から提出される委託完了届の検査員及び監督員(以下「検査員等」という。)の氏名欄及び押印欄が空白となっており、履行完了後の確認がなされていない。	事務局長が検査検収を行うよう事務を改善した。【2-ウ】
			2	本状況について事務局へ確認したところ、検査員等の指定は行っていないが、検品される物品や成果物等について、複数職員で内容の確認を行っていることであった。実務上は確認を行っているものの、検査員を置いていない状況は、総務課規則のとおりである。委員会は、委託契約に履行完了時の検査検収を適切に実施された。	
62	生活文化局 (学校法人日野しらゆり学園)	私立幼稚園預かり保育推進助成金を返還するきもの	1	局は、私立幼稚園預かり保育推進助成金交付要綱に基づき、私立幼稚園等が、経過期間を超えて自園児を幼稚園等に過ごさせる預かり保育を自ら行うときに、当該園等を設置する学校法人等に對し、私立幼稚園預かり保育推進助成金(以下「預かり保育補助金」という。)を交付している。	過大に交付された補助金43万3,000円について、返還を求めた。しらゆり学園に對して返還を求めた。令和元年12月2日に返還された。
			2	ところで、学校法人日野しらゆり学園の日野しらゆり幼稚園における平成30年度預かり保育補助金に係る実績報告書を見たと、3,339円が算出額145万円を下回っていることから、補助対象経費101万7,000円、補助対象経費(て)を補助金交付額とすまに過大にかかわらず、算出額を補助金交付額として交付しているため、4,339円(3,000円が過大交付となつて)の差額が認められた。	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約		講じた措置の概要
			措置区分		
63	福祉保健局 (特定非営利活動法人包文さん)	補助金を返還することを含む、審査補助の効果を把握し、不正改善を図ることができると認められるきもの	1	局は、団体に対し、受注促進・工賃向上設備補助補助金交付要綱を定め、新たな販路開拓や生産性の向上を目的として設備を導入した場合、本補助金として購入した設備の1/2(平成29年度分)を補助する。平成29年度分は、平成29年度分として見たと、現在、監査以下(平成29年度分)については、製造室内に設置され利用されているが、もう1台については、製造室外に置かれ、電源ケーブル及び非米ボームが抜かれており有効に活用されていない。	① 当該補助金の交付決定を受けた事業者に対して、新たに設備導入後の生産実績の変化を確認する仕組みを提案し、補助金の効果を確認する。② 当該補助金の交付決定後半年を補助に効果を生かすこととした。工場に設置した設備の稼働状況を把握し、補助金の効果を確認する。③ 当該補助金の交付決定後半年を補助に効果を生かすこととした。工場に設置した設備の稼働状況を把握し、補助金の効果を確認する。
			2	製造する際には必要であるが、冷庫、オーブンが必要であるとして、平成29年度分は100袋だったが、平成30年度分は月100袋だったが、平成31年度分は月300袋を目標としている。平成29年度の監査日時でも製造数は平成29年度分であった。法人の自主生産品の開架した1年以内の品目が、設備導入後から1年半以上経過しているにもかかわらず、① 法人外部への販売活動については、イベント等における出店時に他は、法人内の他施設に對する提供に留まるところであり、上記①から③にあることから、日常的な販売活動の実態が見られない。	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
64	福祉保健局 (社会福祉 法人等101団 体)	補助金の加 算対象を明確 にし、補助 金申請に ついて公平 性を担保す べきもの	局は、東京都保育サービス推進事業実施補助金交付要綱及び東京都保育サービス推進事業補助金各加算項目説明資料(以下「要綱等」という。)に基づき「社会福祉法人等(以下「団体」という。))に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。ところで、アレルギー児対応に係る補助金の交付状況について見たとことろ、アレルギー児ではないが、アレルギー児を救済することと消化不良、嘔吐、下痢等の症状が出ることもあった。局はその理由を確認したところ、乳糖不耐症はアレルギー疾患ではないが、乳糖を飲むことで消化不良、嘔吐、下痢等の症状が出ることもあった。局は、乳糖不耐症が加算対象となることを要綱等に記載しておらず、また団体に対する補助金申請の説明でも周知していない。局は、個別に照会することとを伝え、そのみ加算対象であることを伝えることと照会をしていない団体は加算対象外と判断することとなるため、公平性が担保されていない。	施設が保育サービス推進事業を実施する際に主として参照する「加算項目説明資料」を改訂し、Q&Aに乳糖不耐症が加算対象になる旨を明確に示し、公平性を担保するようとした。 【2-エ】 このことについて、令和2年1月28日に実施した団体向けの説明会で当該説明資料を配布して説明したほか、同月30日に説明会の欠席者を含めた全ての団体に対して説明資料をメールで配布して周知した。 【2-エ】
	1 ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ ㊦ ㊧ ㊨		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
65	産業労働局 (全国地方 新聞社連合 会)	事業実施に 当たり、協 定締結先を 適切に選定 すべきもの	局は、全国特産品の展示紹介事業を実施するに際して必要な事項を定めることを目的に、連合会と協定を締結している。協定締結理由について、連合会は、全国47都道府県のブロッコリー産地を網羅した組織であり、今回の事業を、全国に対して広く行うことにより、東京都が地方と連携して事業を実施することが各地方に対して可能であることと、協定の締結理由について確認したところ、千葉日報、埼玉新聞、神奈川新聞及び東京新聞の活用は、協定締結先である全国各地方への広報までには活用できない。局は、本事業の広報実績について確認したところ、千葉日報、埼玉新聞、神奈川新聞及び東京新聞の活用は、協定締結先である全国各地方への広報までには活用できない。局は、本事業の広報実績について確認したところ、千葉日報、埼玉新聞、神奈川新聞及び東京新聞の活用は、協定締結先である全国各地方への広報までには活用できない。局は、本事業の広報実績について確認したところ、千葉日報、埼玉新聞、神奈川新聞及び東京新聞の活用は、協定締結先である全国各地方への広報までには活用できない。	局は、本指図書事項について、令和2年2月3日付通知「経理事務等における事務例と留意点」で類似事務を行う際の留意点について局内へ注意喚起を行った。 観光部は、令和2年2月4日付通知「経理事務等における適正な事務処理について(依頼)」で、再発防止に向けて、類似の負担金支出、事業を行うときは、類似の経路経先は、明確・客観的な基準等の下、理由の事業を確実に選択することができるよう、協定書等に実施内容を確認することと、類似の経路経先は、理由の事業を確実に選択することとを併記することとを併記することとし、適正な事務処理を要請するよう周知した。【2-エ】
	1 ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ ㊦ ㊧ ㊨		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
66	産業労働局 (全国地方 新聞社連合 会)	負担金の確 定、審査を し、審査を し、適切に行 うべきもの	局は、全国特産品の展示紹介事業を 実施するために、連合会を特定し協定を 締結している。案によれば、連合会は、 協定書第7条によれば、連合会は、本 事業に係る収入、支出を明らかにす るために帳簿を備え、当該収入及び支 出について証拠書類を整理することと なっている。このことについて確認した ところ、連合会に帳簿は無く、局が連 合会に支払ったそれぞれ協定の売上 上乗額の負担金額が局から入金されて いることや連合会から全体一括とされ るAにに対し支払が行われていること が、連合会が通帳により確認でき るのみであった。また、本事業の売上 収入については、連合会に配帳されて いるものはない。さらに、収入及び 支出に関し、Aの見解詳細、Aと同様 Aの見解詳細、Aと同様全体一括とは されるBからAに対する見積書、商品売 上に関する報告額が適正であるかの確 認を行うことには加え、平成30年度 に実施した当該事業に係る連合会のA の支払について確認したところ、監 査日(令和元年10月10日)現在、連 合会には、都への実績報告書提出時に 添付されているAから9,011万5千円が 未払になつておらず、9,011万5千円が 以上のことからすれば、局は、協定 書に基づき連合会から事業終了、支払 を行つているものとはいえない。 局は、負担金の確定に当たり、審査 を適切に行われた。	局は、本特産品について、令和2 年2月3日付通知「経理事務等におけ る注意事項」で類似事務を行う際 の注意点について局内へ注意喚起を 行った。 観光協会は、令和2年2月4日付通知 「経理事務等における適正な事務処理 について(依頼)」で、再発防止に向 けては、①協定先に対して、帳簿などと 証拠書類を確保すること ②負担金額 の確定に当たり、証拠書類の審査を適 切に行うこととし、適正な事務処理を 実施するよう周知した。 なお、連合会からAに対して未払 となつていた9,011万5千円について は、令和元年10月30日付で支払 が完了している。 【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
67	港湾局 港単 (東京港埠 頭株式会社)	自動火災報 知設備の改 修費用を都 に請求すべ きもの	会社は、フェリー埠頭ターミナル運 転等の管理運営を行っている。管理運 営には、会社が所有するフェリー埠頭 ターミナルビルのほか、都が所有する 歩道橋等の設備が含まれ、施設の管理 「フェリー埠頭施設の管理運営協定」 (以下「協定」という。)に基づき実 施することとされている。都及び会社 は、協定第3条では、都が、事前協議 が維持・補修等を行うときは、事前協議 を行うことと所有区分に応じて経費を 分担することとしている。 工事契約について見たところ、会社 は、改修補修に都が所有する歩道橋に 設置されているものも含まれているに も関わらず、事前の協議を行わな いまま工事を実施し、監査日(令和元年 10月11日)現在、本来であれば、都 が負担すべき改修費用1,011万 6,988円を請求していない。都 は、会社が、自動火災報知設備の改修費 用を都に請求された。	会社は、本改修費用について令和2 年1月20日に東京港埠頭局へ請求書 を送付し、同年2月29日に入金を確認し た。【1-ア】 会社は、令和元年12月20日に全 部を対案として開催した社内会議に おいて、東京港と協定を締結した上 で事業を遂行するよう注意喚起を行い 再発防止を徹底した。【2-エ】

番号 対象局 (団体) 措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
68 交通局 (東京交通 サービス株 式会社)	受委託契約 業務における 適正な確 保に係る内 務統制を強 化すべきも の	会社は、東京都交通局グループの一員として、鉄道・軌道事業の保守部門を担っており、局から、鉄道・軌道業務、車両等の保守点検業務を受託している。この受委託契約事務について検証したところ、次のとおり、適切でない点が見られた。 (ア) 契約事務規程において、締結した契約の適正な履行を確保するため又はその受け手方から履行完了届を提出させ、完了を確認するための、必要な検査を行い、検査合格とするとしている。また、検査合格後、契約代金支払の請求書を作成し、これを基つき連帯かきに当座代金支払の手帳を交付し、検査に開する事務は経理部長が審査するとされている。平成30年度に局から受託している車両保守業務等との契約に開いて、委託が委託している13契約について見たとおり、8契約において、次のような事例が複数見受けられた。また、平成29年度についても同様の状況である。 a 単個契約における請求書変更が確認できない。 b 月ごとの納品・検査・請求に基づき支払うとする契約において、受注者からの履行完了届を請求書を受け、契約代金支払の手帳(債務)を毎月行っている。また、検査日(債務)を毎月行っている。また、検査日(債務)を毎月行っている。また、検査日(債務)を毎月行っている。 c 検査した日を記載する様式となっていない履行完了届があり、検査日が不明である。ついで、期日までに納品されている履行完了届及び請求書を受領し、契約代金支払の手帳(債務)を計上し、計上月の翌月に支払を行っている。 d 複数の委託契約により実施している検査を実施する前に、受託業務の履行完了届を局に提出し、適正な契約事務の確保の観点から、今回抽出された不適正事例を分析し、原因究明の上、有効な改善策を講じている。 (次頁～続く)	(ア) 履行完了の確認については、令和元年度契約がないことから、他の契約において同様の事例が生じないよう、以下の措置を実施する。 a 契約変更の指示については、単個契約における発注指示書の捺印を新たに定め、書面による変更指示を徹底することとした(令和2年1月23日実施の臨時研修にて徹底)。 b 履行完了検査については、会社が定める様式の履行完了届を受注者から徴すること及び当該履行完了届による検査実施を徹底する。また請求書については、履行完了検査合格後の受理を1月23日実施の臨時研修にて徹底)。 c 会社が定める様式の履行完了届を提出し、検査を実施している。日の変更を指示する場合2月23日実施の臨時研修にて徹底)。 d 局から受託している契約に開いて、委託が委託している13契約について見たとおり、8契約において、次のような事例が複数見受けられた。また、平成29年度についても同様の状況である。 a 単個契約における請求書変更が確認できない。 b 月ごとの納品・検査・請求に基づき支払うとする契約において、受注者からの履行完了届を請求書を受け、契約代金支払の手帳(債務)を毎月行っている。また、検査日(債務)を毎月行っている。また、検査日(債務)を毎月行っている。 c 検査した日を記載する様式となっていない履行完了届があり、検査日が不明である。ついで、期日までに納品されている履行完了届及び請求書を受領し、契約代金支払の手帳(債務)を計上し、計上月の翌月に支払を行っている。 d 複数の委託契約により実施している検査を実施する前に、受託業務の履行完了届を局に提出し、適正な契約事務の確保の観点から、今回抽出された不適正事例を分析し、原因究明の上、有効な改善策を講じている。 (次頁～続く)

番号 対象局 (団体) 措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
68 交通局 (東京交通 サービス株 式会社)	受委託契約 業務における 適正な確 保に係る内 務統制を強 化すべきも の	(前頁から) など、契約事務の推進、契約事務に開する統制機能の強化を図る必要がある。 (イ) 契約代金支払の審査について、契約事務規程及び「受委託契約取扱いの手引」の職務分掌に基づき、事業所管理部では、事業主任が発注、部長が検査を行うとして、支払の審査及び支払を行うとして、支払の審査及び支払を行うとしている。この契約事務規程及び手引に基づく業務について見たとおり、次のような状況が見受けられた。 a 事業所管理部は、請求書に請求書を送付し、支払伝票に送付するとされているが、履行完了について添付して確認せず、支払伝票に添付して確認している。 b 経理部長は、請求書の内容を確認の上、契約金額を支払う手帳を交付するとしているが、履行完了について確認していない。 c 委託契約に関する支払については、各契約書において、支払条件を委託者が変更した日から30日以内としているが、請求書受理の30日以前の日付の請求書が支払伝票に添付されているものもあり、支払遅延防止の管理が適切になされていない。 経理部長は、請求書の内容を確認の上、契約金額を支払う手帳を交付するとしているが、履行完了について確認していない。 会社は、会社の業務の推進をなす受委託契約事務に開いて、適正な業務執行を確保すべく内部統制を強化された。	(前頁から) 指摘内容について社内周知するとともに、財政検証団体等監査(令和元年11月実施)において、履行完了確認及び支払遅延防止の重点事項として、財政検証団体等監査を実施した。この結果を管理担当等、事業所管理部に開いて、文書にて社内周知し、改善について、文書にて社内周知し、改善の徹底を図った。 【2-ウ、2-エ】

対象局 （団体）	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
69 交通局 （東京交通 カーブス株 式会社）	1 ア イ ウ エ 2 ア イ ウ エ	監査結果の要約 一 局は、広告媒体及び版広告掲載の 一 局の作業を「会社に委託している この契約について見たところ、次のと おり、適切でない点が認められた。 (ア) 都電荒川線車内表示器の広告 データ注入作業委託 任業者において、作業内容は車 内表示器へ広告データを入力し データが正常に反映されたかを確 認することとしている。 a 本契約の規定について 単価の単価は、1回当たり 1車両1回当たり1車両とす べきである。 b 指示（発注）について 指示が確 認できない。また、発注の際、適 切な指示書による手続を行って いない。 c 履行確認について 原則として 完了報告書に添付している、 完了報告書には広告データ、 表示内容の画像を添付すること としている。完了報告書について と見たところ、期限や対象車両 を示す指示がなく、画像、また、添 付された写真の作業後の、適正な履 行であるか確認できない。 (イ) 車庫看板等保守業務のうち、 補修業務は、仕報書において、局 又は媒体管理受託者からの依頼に 応じて補修を行うとし、媒体管理受 託者からの依頼の場合、局に確 認し、補修を行う中、電飾局、また 是合を見せた場合は、局に連絡 の上、補修を行うとしている。本 契約の委託内容及び確認について、 この委託内容及び確認について、本 契約の受託者、1件を除き、見 たり、確認できるものがない。 このため、会社は適切な指示及 び履行確認ができません。局におい ても適正な履行であるか検査でき ない。 局は、広告事業に関する委託契約を 適切に行われた。	(ア) 事業内容を精査した結果、広告 主から広告データを提供された、 元的に管理している取扱広告代理 店が運用上より効率的であり、誤 放等とのリスクも軽減されると考 えられた。そのため、本契約につ いては、令和2年度以降、局と 委託先を精査し、局と委託先との 委託先が直接契約する形としたため、 当該指図書に発生した問題は今後生 じない。 なお、令和2年度以降において も、広告媒体者として引き継ぎ会 社及び広告代理店に因りして、 【1-1-1】 a 令和2年度以降、局と委託先は 契約せず、契約関係は会社と広 告代理店とで行うこととする。 b 令和元年度においては、対象 車号及び期限等の必要事項を記 載した指示書による手続を行っ ていく。 c 令和元年度においては、指示 書のとおり作業されたか、局職 員が令和2年2月3日に現地確 認を行った。 (イ) 期限等の必要事項を記載した指 示書による手続を行った。 【1-1-1】 (ア) 資産運用部は、令和2年2月 20日付事務連絡「都電荒川線車 内表示器の広告データ」を提出し、令和 元年度においては、指示書による 手続を令和2年度以降に引き継ぎ し、令和2年2月20日付事務 連絡「電飾看板等保守業務委託 契約について」を提出し、今後 指示書による手続を着手している。 【2-1-1、2-1-2】 (イ) 部は、令和2年2月20日付事 務連絡「電飾看板等保守業務委託 契約について」を提出し、今後 指示書による手続を着手している。 【2-1-1、2-1-2】

対象局 （団体）	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
70 交通局 （東京交通 カーブス株 式会社）	1 ア イ ウ エ 2 ア イ ウ エ	監査結果の要約 一 局は、会社に対して、平成29年度 は合計6.3億余円（40件）、平成 30年度は合計6.7億余円（48件） の委託契約を締結している。売上高の 9.6%を占めるものであり、会社は、 局から受託した業務の6.0%につ いて、再委託により実施している。 本監査において、これらの委託業務 及び委託先における再委託について見 たところ、①再委託契約の履行完了 前に、局に委託完了報告している②局 の指示及び確認が適切でないなどの事 例が認められた。 本監査で指摘した事項は、これまで の局の監督・検査では把握できなかつ たものであるから、今後は、委託業務 における品質向上に資するような指 導・統制の強化や監督・検査の厳格 化、あるいは契約方法・仕様の見直し など、委託契約について、適正な履行 が確実に担保できる方策を講じる必要 がある。 局は、委託契約の適正な履行を確保 されたい。	① 車両電気部は、施工管理を行って いる電飾工事現場に於いて、令 和2年1月30日付事務連絡「東京 交通カーブス株式会社との委託契約 の適正な履行確認について」にて契 約事務の適正な履行の確保を指示し した。 ② 資産運用部は、作業期間を明示す る等、内容を徹底した上で、適 正な履行を確保していることと した。 【1-1-1】 ① 車両電気部は、令和2年2月13 日に委託契約の適正な履行確認を徹底す るよう周知した。令和2年2月25 日に都電荒川線に実施して同日付の 事務連絡「委託契約の適正な履行に ついて」を提出し、委託契約の適正 な履行について注意点を各課に通知 し、局周知徹底を図った。 【2-1-1、2-1-2】

71
 交通局
 （東京交通
 カーブス株
 式会社）

1
 ア
 イ
 ウ
 エ
 2
 ア
 イ
 ウ
 エ

局は、会社に対して、平成29年度
は合計6.3億余円（40件）、平成
30年度は合計6.7億余円（48件）
の委託契約を締結している。売上高の
9.6%を占めるものであり、会社は、
局から受託した業務の6.0%につ
いて、再委託により実施している。
本監査において、これらの委託業務
及び委託先における再委託について見
たところ、①再委託契約の履行完了
前に、局に委託完了報告している②局
の指示及び確認が適切でないなどの事
例が認められた。
本監査で指摘した事項は、これまで
の局の監督・検査では把握できなかつ
たものであるから、今後は、委託業務
における品質向上に資するような指
導・統制の強化や監督・検査の厳格
化、あるいは契約方法・仕様の見直し
など、委託契約について、適正な履行
が確実に担保できる方策を講じる必要
がある。
局は、委託契約の適正な履行を確保
されたい。

会社は、高施設の借用に当たって、場
所が、各種保守点検現場や仮泊場所など
の確保を目的として、局施設を借用し
ている。借用は、局から借用する
ところである。局は、借用する
施設において、パーテーションの撤去等
の改修工事を行っている。この
改修工事の申請及び承認について交
渉による記録がされていないことが認
められた。借用に当たって、会社が当
局施設に改修等を実施する場合は、局
に改修等の実施について文書により申
請を行い、局の承認を受ける必要があ
る。局及び会社は、局借用施設の改修等
に係る事務を適切に行われた。

会社は、高施設の借用に当たって、場
所が、各種保守点検現場や仮泊場所など
の確保を目的として、局施設を借用し
ている。借用は、局から借用する
ところである。局は、借用する
施設において、パーテーションの撤去等
の改修工事を行っている。この
改修工事の申請及び承認について交
渉による記録がされていないことが認
められた。借用に当たって、会社が当
局施設に改修等を実施する場合は、局
に改修等の実施について文書により申
請を行い、局の承認を受ける必要があ
る。局及び会社は、局借用施設の改修等
に係る事務を適切に行われた。

会社は、高施設の借用に当たって、場
所が、各種保守点検現場や仮泊場所など
の確保を目的として、局施設を借用し
ている。借用は、局から借用する
ところである。局は、借用する
施設において、パーテーションの撤去等
の改修工事を行っている。この
改修工事の申請及び承認について交
渉による記録がされていないことが認
められた。借用に当たって、会社が当
局施設に改修等を実施する場合は、局
に改修等の実施について文書により申
請を行い、局の承認を受ける必要があ
る。局及び会社は、局借用施設の改修等
に係る事務を適切に行われた。

会社は、高施設の借用に当たって、場
所が、各種保守点検現場や仮泊場所など
の確保を目的として、局施設を借用し
ている。借用は、局から借用する
ところである。局は、借用する
施設において、パーテーションの撤去等
の改修工事を行っている。この
改修工事の申請及び承認について交
渉による記録がされていないことが認
められた。借用に当たって、会社が当
局施設に改修等を実施する場合は、局
に改修等の実施について文書により申
請を行い、局の承認を受ける必要があ
る。局及び会社は、局借用施設の改修等
に係る事務を適切に行われた。

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要											
	措置区分															
72	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ	
	1	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ
	2	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ

総務局
(公益財団
法人東京都
島しょ振興
公社)

リース契約
車について

公益財団法人東京都島しょ振興公社は、イベントにおける物品運搬・アンのテント・ショールなどのため継続的に車両用品が品切れとなるため、再リース契約を締結している。また、公社は、リース契約の車の駐車を借り受け、リース契約の車をリース契約の運用者へ貸付している。リース契約の車の利用状況について見ると、平成27年度及び平成28年度はリース利用していたが、平成29年度以降は利用が減少している。レンタカーを使用した場合の試算をしたところ、経費が削減できると判断できた状況が認められた。リース契約車をレンタカーにするなどの検討を行うことにより経費の削減を図ることが望まれる。

イベント開催時等の物品運搬業務を効率的・効果的に行うことを前提として、経費削減を図るため、令和元年度を含む運送5年間の使用実績に基づき、①レンタカー使用と②リース契約による新築車両使用の比較検討を行った。検討の結果、物品運搬業務の実態及び車両の使用実態を勘案し、リースのリース契約と比較して38万円、1、600円の使用削減となり、レンタカー使用と比較しても有利となったことから、リース契約による新築車両を導入することとし、令和2年2月10日にリース契約を締結した。

【1-エ】
リースを最大限に活用するために車両運搬手を継続的に確保していくこととし、職員派遣依頼を行う際に、普通自動車とするとともに、面接等において、車両運搬が可能かどうかの確認を行い、公社内の配置上考慮することで、車両利用の向上を図り、効果的・効果的に物品運搬業務を行っていく。

【2-ウ】

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三三二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

